

趣旨

- ◇ 国立大学法人法において、**文部科学大臣は、中期目標期間の終了時までには、国立大学法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている（法第31条の4）**
- ◇ 第4期中期目標期間に向けては、**所要の措置として見直し内容を通知するとともに、それに基づいて、国が総体としての国立大学法人に負託する役割や機能に関する基本的事項を国立大学法人中期目標大綱として提示**

※大学共同利用機関法人についても同様の措置を講ずる。

<2020年12月>

国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しに関する視点

- 文部科学大臣が講ずる所要の措置に先立ち、**国立大学法人評価委員会が有する課題意識をあらかじめ取りまとめ**、各法人に提示

国立大学法人法

- 第31条の4 文部科学大臣は…中期目標の期間の終了時までには…組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。
- 2 文部科学大臣は、第1項の検討の結果及び同項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

<2021年度中>

第4期中期目標・中期計画の策定

- 各法人の独自性・戦略性を踏まえつつ、**中期目標大綱に示す役割・機能の中から選択して中期目標に位置付け、それに基づき達成を目指す水準やそのための方策、評価指標等を明記した中期計画**を策定

<今後のスケジュール>

- 6月30日 : 国立大学法人評価委員会総会
⇒ 各法人に中期目標大綱を提示
- 7月末日途 : 各法人から中期目標・中期計画の素案提出
- 11月～12月 : 国立大学法人評価委員会総会
- 2月～3月 : 中期目標の提示、中期計画の認可

<2021年7月>

国立大学法人等の第3期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の見直し

- 見直しに関する視点を明確化**するとともに、第4期に向けた**運営費交付金の配分方法の見直し**や**制度改正**の内容等について、各法人に通知

1 組織の見直し

- (1) 社会を先導する教育研究組織改革 (2) 大学間連携による機能強化

2 教育研究、法人運営等の業務全般の見直し

- (1) 教育研究等の質の向上
・教育改革の不断の取組／デジタル技術の活用等（対面とオンラインの組合せ）／学生支援の充実・強化／高校と大学の連携・接続、多面的・総合的な選抜への転換／基礎研究・学術研究の振興／イノベーション創出に向けた産学連携 等
- (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営
・学長を中心としたガバナンス強化／人事給与マネジメント改革の推進
自律的な経営に向けた体制強化／共創の拠点としてのキャンパス整備
効果的・効率的な業務運営に向けたデジタル化の推進 等

第4期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱

- 見直し通知に基づき、**国が総体としての国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項を提示**。この中から6年間において**各法人が特に重視するものを選択して中期目標の原案を作成**することを通じて、各法人の目指すべき方向性を明確化。